

平成20年12月20日

国土交通省 新庄河川事務所

月山地区において、直轄地すべり対策事業に着手します

山形県月山地区（鶴岡市・西川町）において、直轄地すべり対策事業に**新規着手**します。

平成21年度予算について財務省原案の内示があり、「月山地区直轄地すべり対策事業」が新規着手事業として認められました。

本事業は、月山観光の拠点である志津温泉をはじめとする観光地や交通・物流の要である国道112号、寒河江ダム・月山ダム等への地すべり被害防止のため、月山地区（鶴岡市・西川町）において地すべり対策工を行うものです。

問合せ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

技術副所長 後藤 信一（内線 204）

調査課長 齋藤 克浩（内線 351）

〒996-0071 山形県新庄市小田島町 5-55

TEL 0233-22-0262 FAX 0233-23-7351

がっさん

月山地区における直轄地すべり対策事業の着手

1. 目的

月山地区地すべりは面積500ha、すべり面の深さ100mにも及ぶ大規模な地すべりである。ひとたび地すべりが不安定化すると、月山観光の拠点である志津温泉をはじめとする観光地や交通・物流の要である国道112号、寒河江ダム・月山ダム等に甚大な被害を及ぼす恐れがある。このため、当該地区において地すべり被害を防止するため、直轄地すべり対策事業に新規着手する。

2. 内容

山形県月山地区において、集水井工、排水トンネル工、鋼管杭工等の工事を行う。

3. 科目等

(項) 砂防事業費

(目) 地すべり対策事業費

負担率 2 / 3



事業のイメージ



志津温泉北側に発生した地すべり (H17)



田麦俣地区地すべり頭部の陥没状況 (H16)